

公共調達の適正化について（平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

| 公共工事の名称、場所、期間及び種別 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募） | 予定価格（円） | 契約金額（円） | 落札率(%) | 再就職の役員の数（人） | 備考 |
|----------------------------|--------------------------------------------------------|-----------|--------------------------------------|-------------------------------------|---------|-------------|--------|-------------|------|
| 非常用発電機修理一式 | 支出負担行為担当官 国立神戸視力障害センター 庶務課長 赤坂 浩 神戸市西区曙町 1070 | H20.09.08 | 三菱重工エンジンシステム株式会社 大阪府大阪市土佐堀 1-3-10 | 予定価格が 250 万円を超えず、予決令第 99 条第 2 号に該当 | - | 1,239,000 円 | - | - | 少額随契 |
| 血流パターン認証装置 (VA-100) 取付工事一式 | 支出負担行為担当官 国立神戸視力障害センター 庶務課長 赤坂 浩 神戸市西区曙町 1070 | H20.09.10 | 城山電子株式会社 兵庫県姫路市飾東豊国 289-1 | 予定価格が 250 万円を超えず、予決令第 99 条第 2 号に該当 | - | 1,890,000 円 | - | - | 少額随契 |
| 西公務員宿舎非常サイレン設置工事一式 | 支出負担行為担当官 国立神戸視力障害センター 庶務課長 赤坂 浩 神戸市西区曙町 1070 | H20.10.17 | 城山電子株式会社 兵庫県姫路市飾東豊国 289-1 | 予定価格が 250 万円を超えず、予決令第 99 条第 2 号に該当 | - | 1,763,580 円 | - | - | 少額随契 |
| 当直室トイレ等設置工事一式 | 支出負担行為担当官 国立神戸視力障害センター 庶務課長 赤坂 浩 神戸市西区曙町 1070 | H20.11.07 | 株式会社昭建 兵庫県神戸市西区水谷 3-9-7 | 予定価格が 250 万円を超えず、予決令第 99 条第 2 号に該当 | - | 1,176,000 円 | - | - | 少額随契 |
| 宿舎棟テレビ共聴設備設置工事一式 | 支出負担行為担当官 国立神戸視力障害センター 庶務課長 赤坂 浩 神戸市西区曙町 1070 | H21.02.19 | 株式会社四ツ橋組 兵庫県神戸市西区森友 5-53-1 | 予定価格が 250 万円を超えず、予決令第 99 条第 2 号に該当 | - | 2,205,000 円 | - | - | 少額随契 |
| 公務員宿舎天井塗装工事一式 | 支出負担行為担当官 国立神戸視力障害センター 庶務課長 赤坂 浩 神戸市西区曙町 1070 | H21.03.06 | 株式会社昭建 兵庫県神戸市西区水谷 3-9-7 | 予定価格が 250 万円を超えず、予決令第 99 条第 2 号に該当 | - | 2,079,000 円 | - | - | 少額随契 |
| 各所天井改修工事一式 | 支出負担行為担当官 国立神戸視力障害センター 庶務課長 赤坂 浩 神戸市西区曙町 1070 | H21.03.09 | 株式会社昭建 兵庫県神戸市西区水谷 3-9-7 | 予定価格が 250 万円を超えず、予決令第 99 条第 2 号に該当 | - | 1,470,000 円 | - | - | 少額随契 |
| 宿舎棟 LAN 設置工事一式 | 支出負担行為担当官 国立神戸視力障害センター 庶務課長 赤坂 浩 神戸市西区曙町 1070 | H21.03.19 | 株式会社松田会計事務所 兵庫県明石市山下町 6-9 | 予定価格が 250 万円を超えず、予決令第 99 条第 2 号に該当 | - | 2,001,755 円 | - | - | 少額随契 |

（注 1） 公表対象随意契約が単価契約である場合には、予定価格欄に契約単価を記載及び契約金額欄に予定調達総額を記載するとともに、備考欄に「単価契約」と記載すること。

（注 2） 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

（注 3） 予算決算及び会計令第 99 条第 2 号又は第 7 号の金額を超えないものは備考欄に「少額随契」と記載すること。